

学費延納制度

経済的な理由等で期限までに学費の納付が困難な場合に限り学費の延納が許可される制度があります。定められた延納手続き期間（下表参照）内に申請書類を提出するようにしてください。

延納手続きをしないで学費未納状態になると除籍の対象になります。

◆手続きの流れ



◆スケジュール

	学費納付期限	延納手続き期間	延納期限
前期	4月27日	4月中旬	8月27日
後期	10月27日	9月中旬	2月27日 ※4年生（卒業年度）は、 1月27日

※納付期限が、銀行休業日である場合は、次の営業日が納付期限となります。